業務明細書

③

① 食堂運営業務

1　業務目的

浜松市かわな野外活動センター「以下（センター）という。」本館にある食堂及び厨房施設において、業務の円滑な運営に善良な管理者の注意をもって、安心安全で良質かつ廉価な食事を利用者に提供することを目的とする。

2　業務場所

業務を行う場所は、センター本館食堂及び厨房施設とする。

3　業務内容

(1) 指定管理者は献立表の考案をすること。

(2) 考案した献立表に基づき、それぞれの食材業者に食材を発注する。納入する食材は、使用農薬、産地、食品内容等が明確で安全なものとする。

(3) 食材の検収を行うにあたって、指定管理者はあらかじめ検収責任者を定めるものとする。検収責任者は食材の納入に立会し、検収表に基づき、食品の数量、品質、鮮度、品温、産地、異物の混入の有無、品質保持期限、ロット情報等の表示等について点検を行い、その結果を記録する。さらに、責任者がその結果を確認する。検収の際、万が一指定の食材が納入されない場合には、責任者に連絡し、注文を受け対応する。

(4) 食材の下処理業務として、泥落とし、皮むき、野菜洗浄、切断等の業務を行う。

(5) 調理業務として、揚げ物、煮物、炒め物、切裁、だし取り等の作業を行う。

(6) それぞれの献立の完成時に、検収を行う。その結果、必要に応じて訂正をするものとする。訂正により食材に不足を生じるときは、指定管理者の責任において対応するものとする。

(7) 検食用の食事を用意し、検食を行う。

(8) 調理機材・什器等の洗浄を行い、常に厨房及び食堂を清潔な状態に保つ。

(9) 指定管理者は、給食業務に伴う施設等以外の厨房用品や什器の補充、軽微な修繕を行うものとする。これらの費用及び光熱水費は指定管理者の負担とする。

(10) 食材料は当日の調理を原則とし、当該施設内にて行うこと。

(11) 食品添加物・既製品惣菜、インスタント食品等の使用は控えること。また、求めに応じ食材の内容を報告すること。なお、食事価格の５０％以上は原材料費に充てること。

(12) 食物アレルギー体質者、幼児、高齢者等への特別食の提供を可能な限り行うこと。

(13) 関係法令に基づき、廃棄物の処理を行うこと。

4　施設の修繕等

施設を修繕、模様替えをしようとするときは、市に事前に甲に申し出て許可を受けなければならない。

5　食事料等

(1) 食事料はあらかじめ市が承認した金額を利用者から徴収し、食堂は利用者から徴収した食事料で運営すること。

(2) 食事の値段については、朝食、昼食、夕食の総額を 2,420 円以内（内税）とすること。ただし、物価水準の変動により影響のある場合は市と協議すること。

(3) 利用者の要望に応じた特別な対応及び食事の特別料理等に取り組む場合は市と協議すること。

(4) 食事の提供場所は食堂とし、配膳は原則として利用者が行うこととする。指定管理者は適切にこれを指導又は補助すること。

6　保健衛生

(1) 指定管理者は、業務にあたっては、食品衛生法（昭和２２年法律第２２３号）その他関係法令等を遵守し、常に高度の衛生状態を維持するとともに、火災・盗難の予防にも万全を期さなければならない。

(2) 指定管理者は、食堂従事者に対して、健康診断を毎年２回、検便を毎月１回以上実施すること。なお、検便の検査は赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）の３項目以上とする。なお、１１月中旬から下旬、１月上旬の年２回ノロウイルスの検査も実施する。ただし、近隣地域の食中毒発生状況によっては、浜松市の指示により臨時の検査を行うものとする。検査の結果、陽性者が判明した場合には、直ちに教育委員会に報告するものとする。

また、食堂従事者は、健康診断及び検便の結果、食品衛生上支障のある者、または、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚疾患等で感染症疾患のような食品衛生上支障の恐れがある者を調理業務に従事させない。

(3) 食中毒については十分注意し、事故発生の防止に万全を期さなければならない。なお、万一食中毒発生の場合の責任は、すべて指定管理者の負担とする。

(4) 結核、トラホーマ、皮膚疾患、その他伝染病の患者、またはその疑いのある者を就業させないこと。

(5) 従業員は、常に身体、衣服を清潔にし、特に手、指、爪、頭髪の手入れに留意すること。

(6) 厨房内は常に清潔に保ち調理をした日は清掃を毎日行うこと。

(7) 食中毒は絶対に出ないように努めること。

(8) 食材定期点検後拭き取り調査を実施すること。

(9) 指定管理者は、常に環境保全に関する法令等を遵守し、快適な環境づくりに努めると

ともに、業務遂行上、発生した生ゴミ等の廃棄物は、浜松市の処理区分及び関係法令に従って自己の責任においてこれを適切に処分する。また、生ごみの再利用を行うなど、ごみの減量に努めること。

(10)廃棄物に関しては浜松市が定めた区分により分別し、食堂裏手に集積する。

(11)食中毒やノロウイルス等、食品を介しての事故に対する保険に加入すること。

7　食事の提供による責任

指定管理者は、食事の提供によって生ずる一切の責めを負うものとする。

8　報告書の提出

指定管理者は、年間の食事提供数等、教育委員会が求める食堂運営に関する資料及び報告書の提出を行うこと。

9　関係諸規程の遵守

指定管理者は、業務の実施に当たって、食品衛生管理を定め食品衛生法等、関係法令に定められた保健衛生、食品衛生等、衛生上の必要な措置をとる。

② 機械警備業務

1　業務目的

本業務の目的は、機械警備による防犯サービス及び火災監視サービスを責任もって行うことにより、センターの安全を図り、異常発生時にあたっては迅速な対応を行うことを目的とする。

2　業務場所

業務場所は、本館（事務室、医務室、厨房)、宿泊棟、別館とする

3　業務内容

(1) 業務の種類は、防犯サービス及び火災監視サービスとする。

(2) 監視システムは、常時断線監視機能を有する施設の一般回線を使用する。

(3) 防犯サービスの業務提携時間は、以下のとおりとする。

毎　日　　２１：００～翌日　８：３０

休場日　　８：３０～　　２１：００

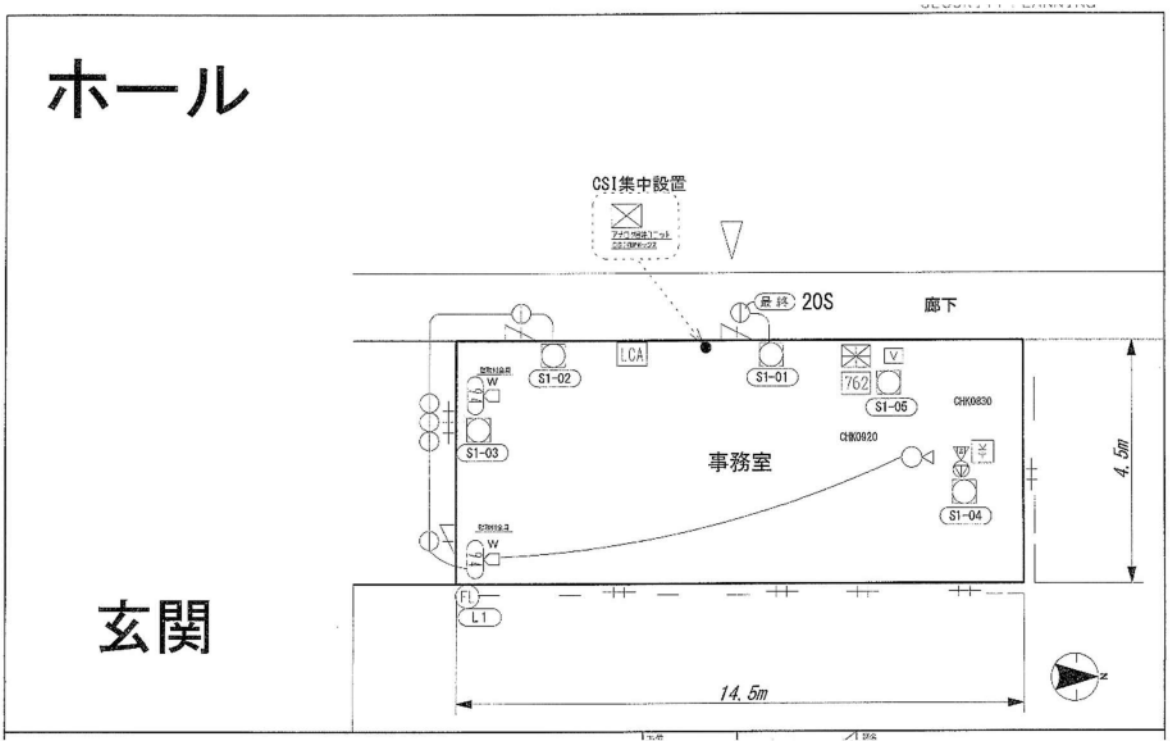
(4) 機器明細は別紙のとおり

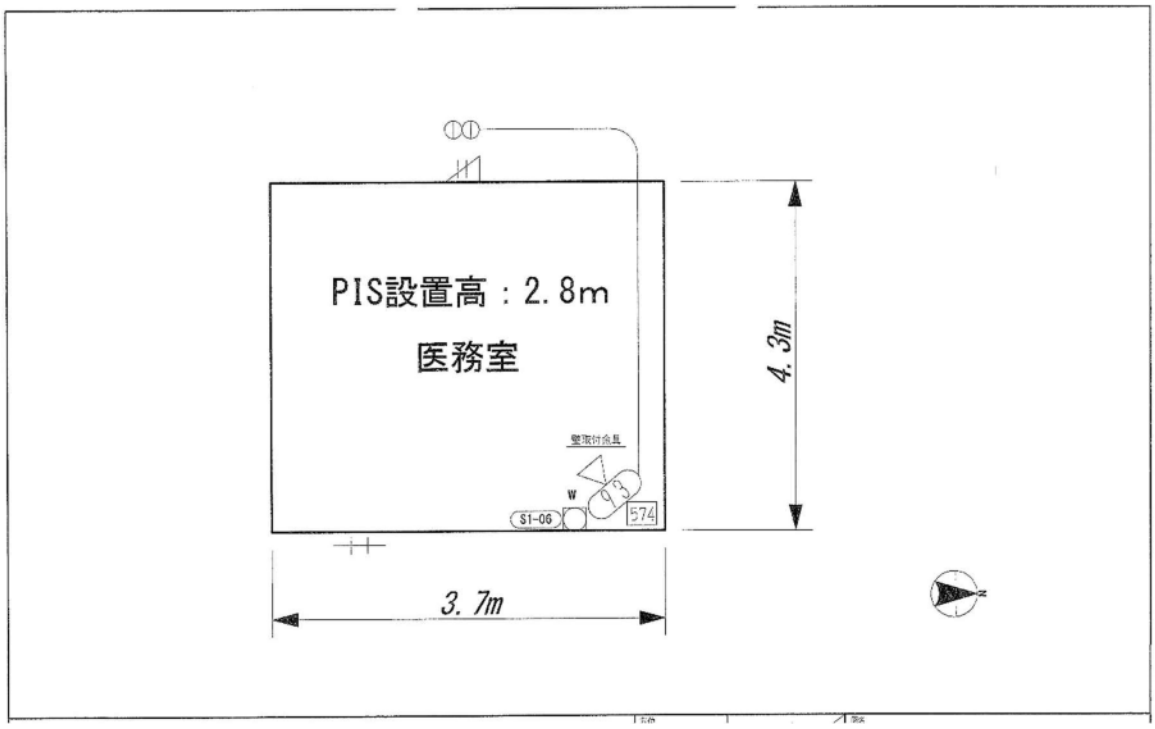
機器明細

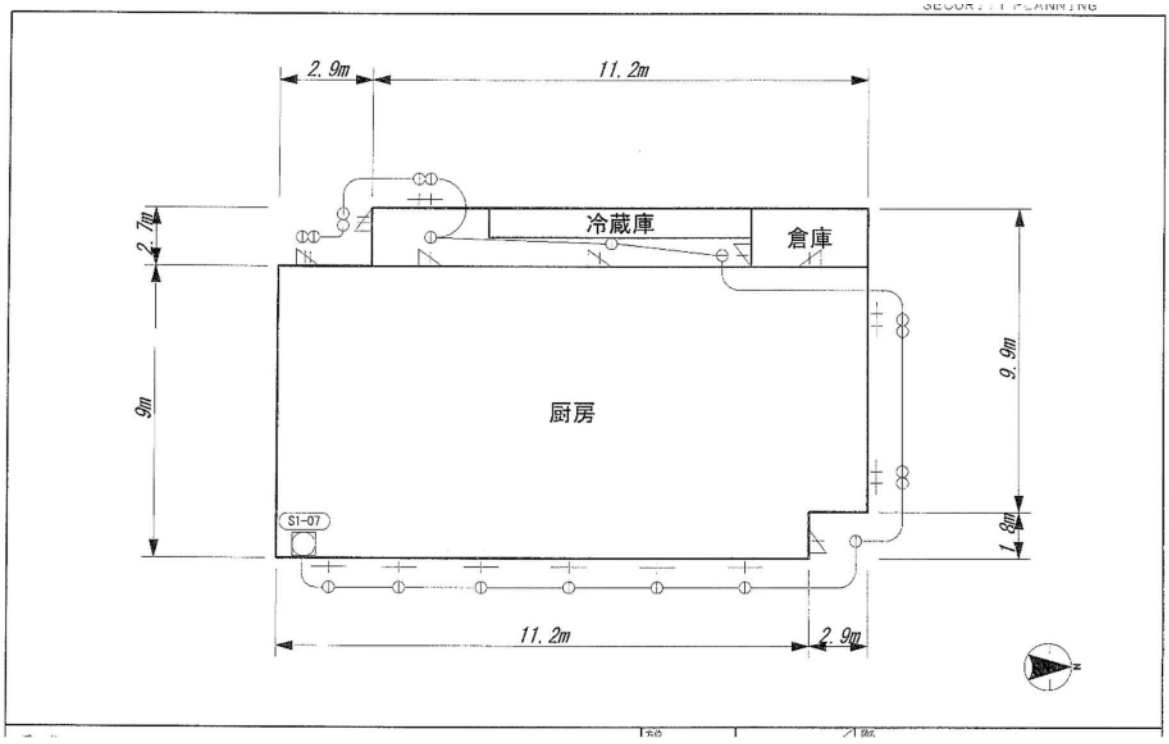
機器名称	機器コード	個数
ＤＸコントローラー・タイプＡ	CN-T2490	1
ＣＳＩ収納ボックス	BO-X1510	1
従来センサー・インターフェース	CS-I0010	7
無線通信アダプター[FOMA]	LC-A0260	1
アナログ回線ユニット	LC-U0020	1
フラッシュライト	LM-P0050	1
マグネットセンサー[ﾊﾟｰﾙｸﾞﾚｰ]	MG-T0160	6
壁面取付金具	MN-T2040	3
空間センサー(スポット型)	PI-S0630	1
インフラレッドセンサー	PI-S0930	1
インフラレッドセンサー	PI-S0940	2
金庫センサー	SA-F0080	1
マグネットセンサー	SPM-0070	22
振動センサー	VI-B0060	1

設備名称	モニタリングコード	数
金庫床固定対策無し	CH-K0830	1
防犯エリア	CH-K0920	1
設備監視用端子使用数	MT-R5740	1
自火報結線	MT-R7620	1

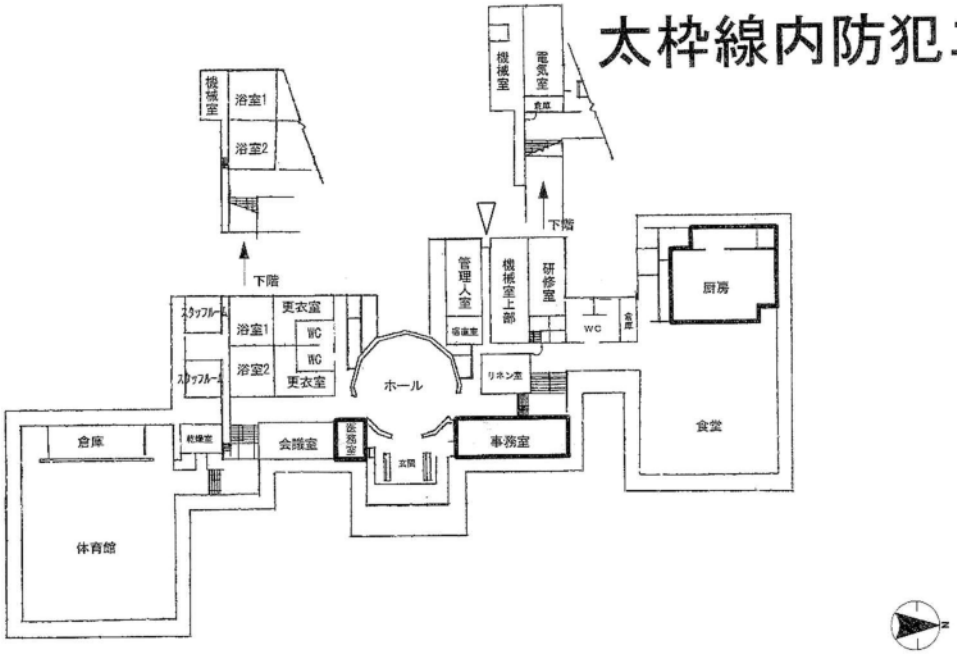
参考　現行機器配置図面

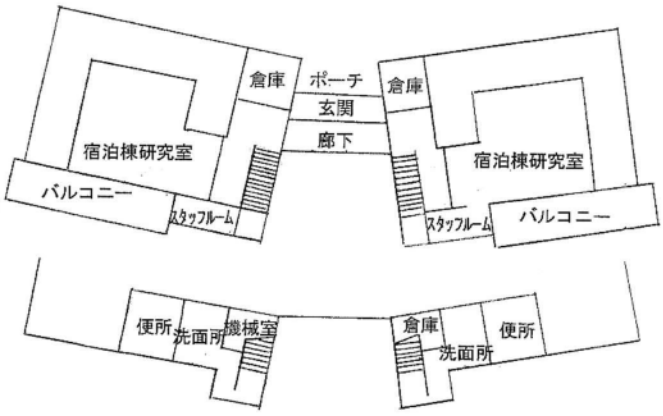

ホール
CSI集中設置
最終
20S
廊下
LCA
S1-02
S1-01
762
S1-05
CHK0830
CHK0920
S1-03
事務室
S1-04
4.5m
FL
L1
玄関
14.5m


PIS設置高：2.8m
医務室
4.3m
壁取付金具
S1-06
574
3.7m

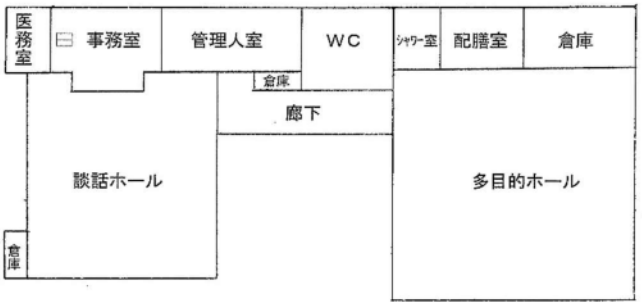

2.9m
11.2m
2.7m
9m
冷蔵庫
倉庫
厨房
9.9m
1.8m
S1-07
11.2m
2.9m

太枠線内防犯エリア


機械室
浴室1
浴室2
下階
機械室
電気室
倉庫
下階
管理人室
機械室上部
研修室
厨房
倉庫
WC
スタッフルーム
更衣室
浴室1
WC
WC
浴室2
スタッフルーム
更衣室
ホール
リネン室
倉庫
乾燥室
会議室
医務室
玄関
事務室
食堂
体育館


倉庫
ポーチ
玄関
廊下
倉庫
宿泊棟研究室
バルコニー
スタッフルーム
宿泊棟研究室
スタッフルーム
バルコニー
便所
洗面所
機械室
倉庫
洗面所
便所


N


医務室
事務室
管理人室
WC
シャワー室
配膳室
倉庫
倉庫
廊下
談話ホール
多目的ホール
倉庫

③ 清掃業務

1　業務目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に基づき、建物及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持することを目的とする。

2　業務内容

業務遂行のため常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施すること。

(1) 日常清掃

別紙 作業内容に基づき実施すること。

(2) 定期清掃

別紙 作業内容に基づき実施すること。

(3) センター本館及び別館周辺の清掃は、必要に応じて実施すること。

(4) 上記以外の事項であっても現場の状況に応じて清掃管理上必要な軽易な作業も実施すること。

3　作業時間

(1) 日常清掃

センター開所日の午前９時から午後５時までの間とし、センター業務に支障を与えることのないよう実施すること。

(2) 定期清掃

センター開所日の午前９時から午後５時までの間とし、センター業務に支障を与えることのないよう実施すること。また、他の業務（設備関係）との関連を考慮すると共に、実施にあたっては、電話・電気等の機器に支障を与えないように充分注意すること。

(3) 建物周辺の清掃は、随時必要に応じて実施すること。

4　一般的注意事項

(1) 別表に定めた作業回数は、最小限のものであり常に状況を把握して清潔に保つこと。

(2) 業務の円滑な遂行を図るため、主任者を定め作業員の指揮監督にあたらせること。

(3) 特殊な業務を行っている部屋については、必ず委託者の指示及び承認立会いを受けて作業を実施すること。

(4) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は施錠及び火気処理を確認し、不用灯の消灯を行うこと。

5　諸材料

(1) 業務上必要な諸材料は、指定管理者が用意するものとする。

(2) 清掃業務に使用する洗剤、剥離材、樹脂ワックス等は、良質なものを使用すること。

清 掃 作 業 別 面 積 表				
作 業 箇 所	日常清掃 5月～9月 ８回／月 その他季 ４回／月 ㎡	定期清掃 ３回／年 床面洗浄手入れ 床面洗浄ワックス手入れ ㎡	１回／年 ガラス清掃 ㎡	
本　　館	1,734.28	1,734.28	387.70	
宿泊棟（ひよどり）	150.29	350.08	137.20	
宿泊棟（やまがら）	161.97	361.76	144.40	
宿泊棟（うぐいす）	150.29	350.08	137.20	
宿泊棟（ほおじろ）	150.29	350.08	137.20	
宿泊棟（きじばと）	150.29	357.00	138.80	
別　　館	706.56	618.39	125.31	
場外駐車場 (ｳｫｰｸﾗﾘｰ用ﾄｲﾚ含む)	27.44			
合　　計	3,231.41	4,121.67	1,207.81	

作業基準表　（その１）

１．日常清掃

区　分		作　業　方　法
床面	掃き掃除	自在ほうきで、塵埃を飛散させないように掃く。
	モップ拭き	集塵モップ拭きで、又は絹糸モップしぼり拭き。
	真空掃除	カーペット等の床材箇所は、真空掃除機及びカーペット手動掃除機を使用して掃除。
	見廻りゴミ収集	
便所	陶器類の清掃	水・薬品等を使用し、内部及び外部を洗浄し、清潔に保つ。
	汚物処理	汚物容器内の汚物処理、容器の洗浄及び消毒。
	消耗品の補充	トイレットペーパー・手洗い用石鹸液等の確認と補充。
湯沸室	流し台の清掃	雑巾による拭き掃除。
	茶殻処理等	茶殻の処理及び搬出。
その他	屑入れ等の処理	紙屑等ゴミ類の処理（共用部分）
	手摺・腰壁拭き	きれいな雑巾を硬くしぼって拭く。
	金具みがき	手あか等の汚れを拭き取る。
	什器・備品等の除塵	共用部分の机・テーブル・椅子等の拭き掃除、その他什器・備品等の除塵。
	紙屑等の処理	随時、受持ち箇所の見廻りにより紙屑等を収集・処理 ※　不燃物は、別容器に投函されたものを収集・処理
	その他	玄関廻り、腰壁ガラス等手近な範囲のガラス拭き及び掃除。
外構	外構の清掃	巡回によるゴミ・紙屑・落ち葉等の掃き集め処理、 岩木の散水、除草等。

２.定期清掃

区　分	作　業　方　法
床面洗浄手入れ	１．掃き掃除 ２．各種床材に適した洗剤の塗布 ３．ポリシャーによる汚れの除去 ４．床のモップ拭き
床面洗浄ワックス手入れ	１．掃き掃除 ２．各種床材に適した洗剤の塗布 ３．ポリシャーによる汚れの除去、樹脂はく離、ワックス除去 ４．床のモップ拭き ５．各種床材に適した樹脂ワックス又は半樹脂ワックス塗布 ６．床磨き機械による艶出し及び滑り止め塗布による仕上げ
カーペット洗浄手入れ	１．真空掃除機及びカーペット手動掃除機による掃き掃除 ２．各種床材に適した洗剤を使用する。 ３．洗浄後、生地を乾かす。 ※洗浄にあたっては、色・むら・しみ等が生じないよう十分注意する。
ガラス清掃	１．洗剤及びきれいな水で、汚れを除く。 ２．洗剤等が残らないよう水分を除去する。 ※高所作業は、熟練した作業者で、労働安全基準を遵守して実施すること。

清掃作業基準表　（その２）

		本　館　その１								
清掃箇所		食堂	オリエンテーションホール	玄関ホール	廊下	洗濯室	脱衣室（２室）	浴室（２室）	スタッフルーム（２室）	ミーティングコーナー
床材仕様		木床	木床	硬質木材	木床	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル	木床	木床
床面積（㎡）		366.12	270.45	65.50	250.31	4.05	58.66	69.92	40.50	31.32
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	随時	随時		随時	随時	随時	随時
	モップ拭き	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
	真空掃除							随時	随時	
	屑入れ処理	随時	随時	随時					随時	随時
	見回り拾い掃き	随時	随時	随時	随時					
	手摺腰壁拭き									
	金属磨き									
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）									
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵			随時					随時	随時
	外構清掃									
	紙屑処理	随時								
	その他									

清掃作業基準表　（その２）

		本　館　その２								
清掃箇所		便所（４箇所）	体育室（多目的ホール）		屋外・その他					
床材仕様		ビニールタイル	木床							
床面積（㎡）		80.85	442.26		54.34					
日常清掃	掃き掃除	随時								
	モップ拭き	随時	随時							
	真空掃除		随時							
	屑入れ処理	随時	随時							
	見回り拾い掃き		随時		随時					
	手摺腰壁拭き									
	金属磨き	随時								
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）	随時								
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵		随時							
	外構清掃				随時					
	紙屑処理	随時			随時					
	その他									

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟（ひよどり、うぐいす、ほおじろ）								
清掃箇所		玄関	廊下	階段	洗面所（２箇所）	便所（２箇所）	屋外			
床材仕様		硬質木材	木床	木床	ビニールタイル	ビニールタイル				
各棟床面積（㎡）		12.00	41.12	19.30	24.19	28.77	24.91			
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	随時		随時				
	モップ拭き	随時	随時	随時	随時	随時				
	真空掃除									
	屑入れ処理					随時				
	見回り拾い掃き	随時	随時	随時			随時			
	手摺腰壁拭き			随時						
	金属磨き					随時				
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）					随時				
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵									
	外構清掃						随時			
	紙屑処理					随時	随時			
	その他				随時					

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟（やまがら）								
清掃箇所		玄関	廊下	階段	洗面所（２箇所）	便所（２箇所）	屋外			
床材仕様		硬質木材	木床	木床	ビニールタイル	ビニールタイル				
床面積（㎡）		14.00	47.71	19.30	24.19	28.77	28.00			
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	随時		随時				
	モップ拭き	随時	随時	随時	随時	随時				
	真空掃除									
	屑入れ処理					随時				
	見回り拾い掃き	随時	随時	随時			随時			
	手摺腰壁拭き			随時						
	金属磨き					随時				
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）					随時				
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵									
	外構清掃						随時			
	紙屑処理					随時	随時			
	その他				随時					

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟（きじばと）								
清掃箇所		玄関	廊下	階段	洗面所（２箇所）	便所（２箇所）	身障者用便所	屋外・その他		
床材仕様		硬質木材	木床	木床	ビニールタイル	ビニールタイル	ビニールタイル			
床面積（㎡）		12.00	38.12	21.30	24.19	28.77	8.00	17.91		
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	随時		随時	随時			
	モップ拭き	随時	随時	随時	随時	随時	随時			
	真空掃除									
	屑入れ処理					随時	随時			
	見回り拾い掃き	随時	随時	随時				随時		
	手摺腰壁拭き			随時						
	金属磨き					随時	随時			
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）					随時	随時			
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵									
	外構清掃							随時		
	紙屑処理					随時	随時	随時		
	その他				随時					

清掃作業基準表　（その２）

		別　館								
清掃箇所		談話ホール	多目的ホール	事務室	配膳室	医務室	廊下	便所	屋外・その他	
床材仕様		木床	木床	木床	木床	木床	木床	ビニールタイル		
床面積（㎡）		158.40	306.00	40.95	28.30	16.20	68.54	39.78	48.39	
日常清掃	掃き掃除	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
	モップ拭き	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
	真空掃除									
	屑入れ処理							随時		
	見回り拾い掃き	随時	随時				随時		随時	
	手摺腰壁拭き						随時			
	金属磨き							随時		
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）							随時		
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵	随時	随時	随時	随時	随時				
	外構清掃									
	紙屑処理							随時	随時	
	その他									

清掃作業基準表　（その２）

		場外駐車場及びウォークラリー用トイレ								
清掃箇所		駐車場	便所（２箇所）							
床材仕様			ビニールタイル							
床面積（㎡）		17.27	10.17							
日常清掃	掃き掃除		随時							
	モップ拭き		随時							
	真空掃除									
	屑入れ処理		随時							
	見回り 拾い掃き	随時								
	手摺 腰壁拭き									
	金属磨き		随時							
	便所掃除（陶器の清掃・汚物処理・消耗品補充）		随時							
	湯沸室清掃（流し台清掃、茶殻処理等）									
	備品等の除塵									
	外構清掃									
	紙屑処理	随時								
	その他									

清掃作業基準表　（その２）

		本　館　その１								
清掃箇所		事務室	食堂	オリエンテーションホール	玄関ホール	会議室	研修室	宿直室	医務室	廊下
床材仕様		木床	木床	木床	硬質木材	木床	木床	Pタイル	木床	木床
床面積（㎡）		41.56	366.12	270.45	65.50	44.55	45.55	16.20	16.20	250.31
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃									
その他										

清掃作業基準表　（その２）

		本　館　その２								
清掃箇所		更衣室	脱衣室（２室）	リネン室	洗濯室	スタッフルーム（２室）	ミーティングコーナー	体育室		ガラス清掃
床材仕様		Pタイル	ビニールタイル	木床	ビニールタイル	木床	木床	木床		
床面積（㎡）		9.45	58.66	31.60	4.05	40.50	31.32	442.26		387.70
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年		
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃									1回/年
その他										

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟(ひよどり、うぐいす、ほおじろ)								
清掃箇所		宿泊室	スタッフルーム	廊下	階段	洗面所	倉庫		ガラス清掃	
床材仕様		木床	木床	木床	木床	Pタイル	木床			
床面積（㎡）		264.30	11.34	11.11	19.30	24.19	19.84		137.20	
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年			
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃								1回/年	
その他										

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟（やまがら）								
清掃箇所		宿泊室	スタッフルーム	廊下	階段	洗面所	倉庫		ガラス清掃	
床材仕様		木床	木床	木床	木床	Pタイル	木床			
床面積（㎡）		264.30	11.34	22.79	19.30	24.19	19.84		144.40	
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年			
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃								1回/年	
その他										

清掃作業基準表　（その２）

		宿　泊　棟（きじばと）								
清掃箇所		宿泊室	スタッフルーム	廊下	階段	洗面所	倉庫		ガラス清掃	
床材仕様		木床	木床	木床	木床	Pタイル	木床			
床面積（㎡）		264.30	11.34	18.03	19.30	24.19	19.84		138.80	
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年			
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃								1回/年	
その他										
		別　館								
清掃箇所		談話ホール	多目的ホール	事務室	配膳室	医務室	廊下		ガラス清掃	
床材仕様										
床面積（㎡）		158.40	306.00	40.95	28.30	16.20	68.54		125.31	
定期清掃	床面洗浄手入れ									
	ｶｰﾍﾟｯﾄ真空掃除									
	床面洗浄ﾜｯｸｽ手入れ	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年			
	ｶｰﾍﾟｯﾄ洗浄手入れ									
	ガラス清掃								1回/年	
その他										

④ 一般廃棄物等処理業務

1　業務目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに浄化槽法等の関係法令に基づき、適正なごみ処理及び衛生管理を行い、センター利用者が常に清潔で快適にセンター施設を利用できるようにすることを目的とする。

2　業務場所

業務を行う対象施設は、以下のとおりとする。

(1) センター内に設置されている一般廃棄物集積所（別紙 位置図のとおり）

(2) センター内に設置されている合併処理施設内（２箇所　別紙 位置図のとおり）

(3) ウォークラリー用便所に設置されている単独処理浄化槽（浜名区引佐町川名６００番地の２）

(4) バス駐車場便所に設置されている単独処理浄化槽（浜名区引佐町川名９０３番地の１）

3　業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに浄化槽法等の関係法令に基づいて、次の業務を行なうものとする。

(1) センター内の一般廃棄物集積所に集積された可燃物及び不燃物の運搬処理

(2) センター内に設置されている合併処理施設内（２箇所）の汚泥処理

(3) ウォークラリー用便所に設置されている単独処理浄化槽の汚泥処理

(4) バス駐車場便所に設置されている単独処理浄化槽の汚泥処理

4　業務回数

一般廃棄物等の処理回数は次のとおりとする。

(1) 可燃物　　：３回／週

(2) 不燃物　　：１回／週

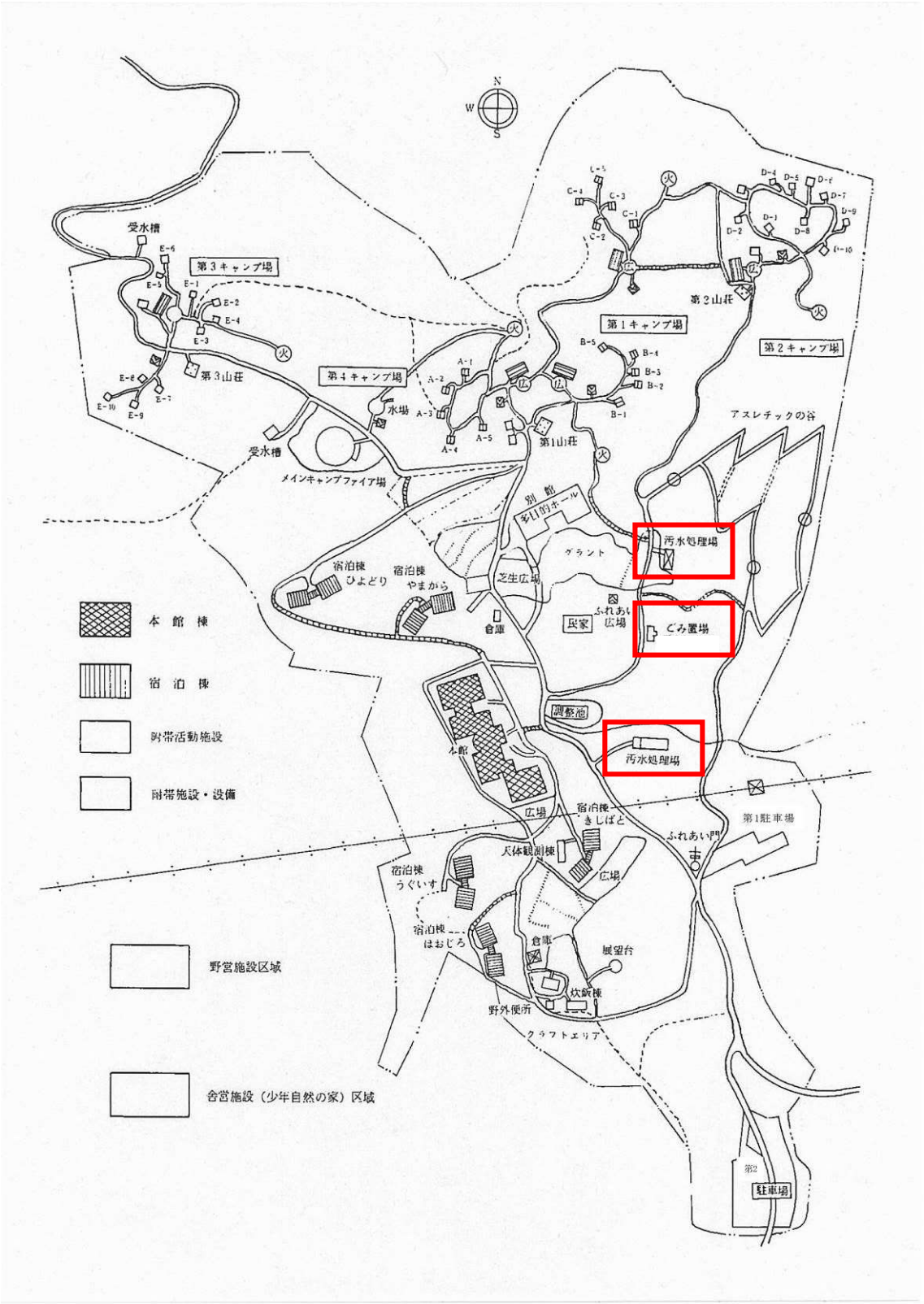
(3) 浄化槽汚泥：随時（令和５年度実績　各箇所１回／年）

5　その他の事項

(1) 業務は、原則として施設の就業時間内に行うものとする。

(2) 業務を行なう際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

別紙　位置図


N
W
S
受水槽
第３キャンプ場
第３山荘
第４キャンプ場
水場
受水槽
メインキャンプファイア場
第１山荘
第１キャンプ場
第２山荘
第２キャンプ場
アスレチックの谷
別館
多目的ホール
グラント
汚水処理場
ごみ置場
宿泊棟
ひよどり
宿泊棟
やまがら
芝生広場
倉庫
民家
ふれあい広場
調整池
汚水処理場
本館
広場
宿泊棟
きしぼと
第1駐車場
ふれあい門
天体観測棟
広場
宿泊棟
うぐいす
宿泊棟
はおじろ
倉庫
展望台
炊飯棟
野外便所
クラフトエリア
第2駐車場
本館棟
宿泊棟
附帯活動施設
附帯施設・設備
野営施設区域
舎営施設（少年自然の家）区域

⑤ 浄化槽設備及び合併処理施設保守・点検業務

1　業務目的

対象設備が良好な状態で稼働し、処理水が当該設計の基準以下であり快適な環境が維持されるように浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき保守管理を行うことを目的とする。

2　業務の対象設備

(1) センター内に設置されている合併処理浄化槽（２箇所）

※合併処理施設の沈砂池流入口より滅菌槽放流口までの範囲

(2) ウォークラリー用便所に設置されている単独処理浄化槽（浜名区引佐町川名６００番地の２）

(3) バス駐車場便所に設置されている単独処理浄化槽（浜名区引佐町川名９０３番地の１）

3　業務内容

対象設備に対して浄化槽法、環境省関係浄化槽法施行規則ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく性能維持が可能となるよう、次の業務を行なう。

(1) 上記法令及び規則に基づく機器類は次による。

※浄化槽法第２条第１号に定める浄化槽全般とする。

※合併処理浄化槽・単独処理浄化槽：年２回の水質検査

水質検査項目は次のとおりとする。

①合併処理浄化槽の検査項目はＰＨ、ＳＳ、ＣＯＤ、ＢＯＤ、大腸菌群数の５項目

②単独処理浄化槽の検査項目はＢＯＤの１項目

(2) 定期保守点検の対象分類は次による。

※単独処理浄化槽・合併処理浄化槽：別紙設備概要による。

(3) 保守点検の詳細な内容は、建築保全業務共通仕様書の当該事項に準じる。

(4) 業務期間中に故障・誤作動・事故等により、委託者側から要請があった場合は、その都度随時保守点検を行う。

(5) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(6) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うこととする。

(2) 保守点検業務を行なう際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

浄化槽設備概要（保守点検周期一覧）

設備名	機　器　名	数　量	法定保守点検周期
合併処理浄化槽	接触ばっ気方式＋三次処理		
	砂ろ過装置を有するもの	２基	１回／１週
	処理対象人員：300人（計画流入汚水量）　70㎥／日		
	処理目標水質：ＢＯＤ　15㎎／ℓ（PPM）以下		
単独処理浄化槽	分離接触ばっ気方式＋三次処理		
	３０人槽	２基	１回／３月
	処理目標水質：ＢＯＤ　90㎎／ℓ（PPM）以下		

⑥ 貯水槽設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して、常に衛生的な飲料水の供給が確保されるように水道法等関係法令に基づき清掃及び検査を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センター設置の以下の受水槽設備とする。

(1)　５．０ｔ受水槽（ＦＲＰ製）１基
(2)　６０．０ｔ受水槽（ＦＲＰ製）１基
(3)　９０．０ｔ受水槽（ＲＣ製）　１基

3　業務内容

対象設備に対して水道法等の関係法令に基づく性能維持が可能となるよう次の業務を行う。

(1) 受水槽設備の滅菌消毒清掃作業

年１回、以下の受水槽設備の滅菌消毒清掃作業を行う。

①排水処理（揚水ポンプ又は可搬式水中ポンプ等による）
②槽内の異常箇所点検（床面・周壁・パイプ等）
③槽内の洗浄清掃及び排水拭きあげ（床面・周壁・パイプ等）
④槽内の清水による水洗処理及び消毒（１５分間隔で２回実施）
⑤槽内への給水及び給水後の残留塩素の測定
⑥各機器類の復帰及び調整
⑦水槽周辺の清掃及び異物侵入の防止処理

(2) 水質検査

①全項目検査（２検体）
②省略検査（２検体）
③総トリハロメタン分析検査（２検体）

(3) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(4) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(5) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 保守点検業務を行なう際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

⑦ 受水槽自動滅菌装置保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して水道法に基づく性能を保つよう保守・点検を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された受水槽自動滅菌装置とする。（別表設備概要のとおり）

3　業務内容

対象設備に対して水道法に基づく性能維持が可能となるよう次の業務を行う。

(1) 上記法令及び規則に基づく機器類は次による。

６０㎥受水槽自動滅菌装置　　年２回の点検

９０㎥受水槽自動滅菌装置　　年２回の点検

(2) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(3) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(4) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 点検業務を行なう際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

別表

受水槽自動滅菌装置設備概要

機　器　名	数　量	備考
サンプリングポンプ	２台	
残留塩素計	２台	
操作制御盤	２面	
記録計	２台	
滅菌機	２台	
薬液槽	２基	
回収ポンプ	１台	６０㎥受水槽

⑧ 浴槽循環ろ過装置保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して公衆浴場法に基づく性能を保つよう保守・点検を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された浴槽循環ろ過装置とする。（別表設備概要のとおり）

3　業務内容

対象設備に対して公衆浴場法に基づく性能維持が可能となるよう次の業務を行う。

(1) 上記法令及び規則に基づく機器類は次による。

男女浴槽用ろ過装置

(2) 定期保守点検の対象分類は別表「浴槽循環ろ過装置設備概要」のとおりとする。

(3) 点検回数は年２回とする。

(4) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(5) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(6) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 点検業務を行なう際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

別表

浴槽循環ろ過装置設備概要

機　器　名	数　量	機　器　名	数　量
濾過缶体	２台	ろ過器周り配管	２台
除毛器	２台	滅菌機	２台
循環ポンプ	２台	滅菌薬液槽	２台
自動操作盤	２台	操作制御盤	２台
その他のバルブ	２台	圧力計	２台

⑨ 浴槽配管洗浄業務

1　業務目的

対象設備に対して浜松市公衆浴場法施行条例等の関係法令に基づく性能を保つよう洗浄業務を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに配置された浴槽配管とする。

3　業務内容

対象設備に対して浜松市公衆浴場法施行条例等の関係法令に基づく性能維持が可能となるよう次の業務を行う。

(1) 浴槽配管洗浄作業

対象施設：男女浴槽用配管
作業回数：年１回
使用薬剤：スパレジオセット
作業内容：中和及びフラッシング作業
　　試運転調整

(2) 保守点検の詳細な内容は、機械設備維持管理共通仕様書の当該事項に準じる。

(3) 作業中に故障・誤作動・事故等により、委託者側から要請があった場合は、その都度随時保守点検を行う。

(4) 委託者側の要請により、委託者側の業務を補佐する。

(5) 点検業務の結果、発見された不良個所について軽微なものは、受託者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに報告し、その処置について協議する。

(6) 商務に必要となる消耗品及び材料・機器は、受託者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の就業時間内に行うものとする。

(2) 点検業務を行う際の責任者は、上記法令に基づく有資格者とする。

⑩ 貯湯槽清掃点検消毒・浴槽水水質検査業務

1　業務目的

対象設備に対して関係法令等に基づく性能を保つよう清掃点検消毒及び水質検査を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センター本館に設置された貯湯槽タンク１基（２．０㎥超５．０㎥以下）

3　業務内容

対象設備に対して関係法令等に基づく性能維持が可能となるよう次の業務を行う。

(1) 貯湯槽の清掃点検

(2) 浴槽水の４項目検査（４検体）　年２回実施

検査項目：濁度・マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群・レジオネラ属菌

(3) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(4) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(5) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

(6) 貯湯槽の清掃点検を実施する際には、併せて給湯用膨張水槽も確認し、その結果、清掃点検が必要と判断された場合は、指定管理者の負担において実施する。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 点検業務を行なう際の責任者は、関係法令等に基づく有資格者とする。

⑪ 消防設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して、利用者が常に安心してセンターを利用できるよう、消防法等関連法令に基づき保守点検業務を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された消防設備とする。

3　業務内容

対象設備に対して、消防法の定めに基づく機能維持を保つため、次の業務を行なう。

(1) 本点検は、消防法第１７条の３の３、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあっては消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させること。

(2) 本点検は、消防法施行規則第３１条の６、消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示第３号に基づき、機器点検、総合点検を実施すること。

(3) 定期保守点検方法は、別表の点検仕様書の設備機器について、消防法の定めによる方法とする。

(4) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(5) 随時検査または消防署の立会検査の立会いを行うこと。

(6) 設置から１０年経過するまでに耐圧性能試験又は消火器の交換を行うこと。

(7) 消防用設備等の点検要領等に基づき、加圧式消火器は設置から３～８年、蓄圧式消火器は５～１０年経過するまでに定期的に機能検査及び放出試験を行うこと。

(8) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(9) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 点検業務を行なう際の主任技術者は、必ず消防設備点検有資格者とする。

(3) 点検業務を行なう者は、消防設備等の数量、工期、消防設備等種目ごとに点検に必要とされる有資格者数及び点検工具を有している事業所であること。

(4) 点検業務を行なう者は、故障又は火災及び災害等により、消防設備が作動した場合に

は、資格者が速やかに出向いて適切な処置等業務管理ができる事業所であること。

(5) 指定管理者は、本点検開始前に、全作業員名簿及び資格者証を確認すること。

(6) 本点検によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(7) 点検実施前には、関係図書等により対象設備の種類、システム構成、システム起動方式機能、構造等及び他の設備との連動等を十分把握しておくこと。

(8) 点検に使用する測定器、点検工具、消耗品等常備品を事前に用意し、チェックしておくこと。

(9) 本点検においては、業務に支障のないように十分注意し、事故等発生する恐れがある作業については、関係者と協議の上実施すること。

(10)本点検において、設備等に不良箇所を発見した場合は、関係者に報告し、その指示に従うこと。

(11)点検終了後、速やかに点検報告書を提出すること。

設 備 概 要

火災報知設備

設備名	機　器　名	数　量	記　　事
自動火災報知設備	受信機Ｐ－１　　３５回線	１台	
	表示機	２個	
	発信機Ｐ－１	１８個	
	表示灯	１８個	
	電鈴	１８個	
	差動式スポット型感知器	７６個	
	定温式スポット型感知器	３８個	
	煙感知器	８８個	
	常用電源	１式	
	予備電源	１式	
	配線点検	１式	
防排煙設備	制御盤（２Ｌ）	１台	
	煙感知器（３種）	４個	
	シャッター用自動解錠装置	１個	
	防火戸用自動解錠装置	１個	
	常用電源	１式	
	予備電源	１式	
	配線点検	１式	

ガス漏れ警報器設備

機　　器　　名	数　　量	単　　位
受信機複合盤（６回線）	1	台
検知器（警報付）	8	個
警報装置	3	個
表示灯	3	個
常用電源	1	式
非常電源	1	式
配線点検	1	式

設備概要

消火栓設備

設備名	機　器　名	数　量	記　　事
消火栓	加圧送水装置	1台	
	操作盤	1台	
	屋内消火栓箱	5基	
	起動用スイッチ	5基	
	起動用表示灯	5基	
	音響装置	5組	
	水源	1組	
	呼水装置	1組	
	表示盤	1台	
	表示盤	1台	
	常用電源	1式	
	音響装置	1式	
	放水試験（年1回）	1式	
消火器	粉末消火器　　10型	71本	
	粉末消火器　　20型	11本	

非常放送設備

機　　器　　名	数　量	単　位
増幅器　　360W	1	台
自動火災報知設備連動	1	式
スピーカ	69	個
常用電源	1	式
非常電源	1	式
配線点検（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1	式

誘導灯設備

機　　器　　名	数　量	単　位
誘導灯　　避難口	28	灯
誘導灯　　通路	9	灯
配線点検（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1	式

別表

消火器内訳

種別	型式	加圧・蓄圧の別	メーカー	製造年	数量
粉末 ABC10 型	ME-10V 消第 14-1	加圧式	モリタ	2010	68
粉末 ABC20 型	ME-20V 消第 14-2-1	加圧式	モリタ	2010	6
粉末 ABC20 型	PAN-20SPEe 消第 61-40-2	加圧式	ドライ	2019	4
粉末 ABC20 型	PAN-20SPEe 消第 61-40-2	加圧式	ドライ	2010	1

⑫ 自家用電気工作物保守・点検業務

1　業務目的

センターに設置した自家用電気工作物について、利用者が常に安心してセンターを利用できるよう、関連法令に基づき必要な保守点検業務を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された自家用電気工作物とする。

3　業務の内容は、電気事業法第７４条第４項による自家用電気工作物の保安管理業務（点検項目は別表「自家用電気工作物設備・点検概要」のとおり）とする。

4　対象物件概要

受電設備	受電電力	１４１KW（２１０KVA）
	受電電圧	６，６００V
非常用予備発電装置	発電電力	６０．９KW（６０KVA）
	発電電圧	２２０V

(1) 業務遂行中に生じた業務にかかわりのある事故の責任は、すべて受託者に帰し、これに要する費用は一切受託者の負担とする。

(2) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(3) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

5　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

6　その他の事項

(1) 点検業務に必要な測定機材、消耗部品は指定管理者の負担とする。

(2) 設備機器における部品の故障により、修理取替の必要が生じた場合は、軽微なものは、指定管理者が費用負担する。他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(3) 点検回数は月１回とし、点検結果報告書を直ちに提出すること。

(4) 配置図等は別紙図面のとおりとする。

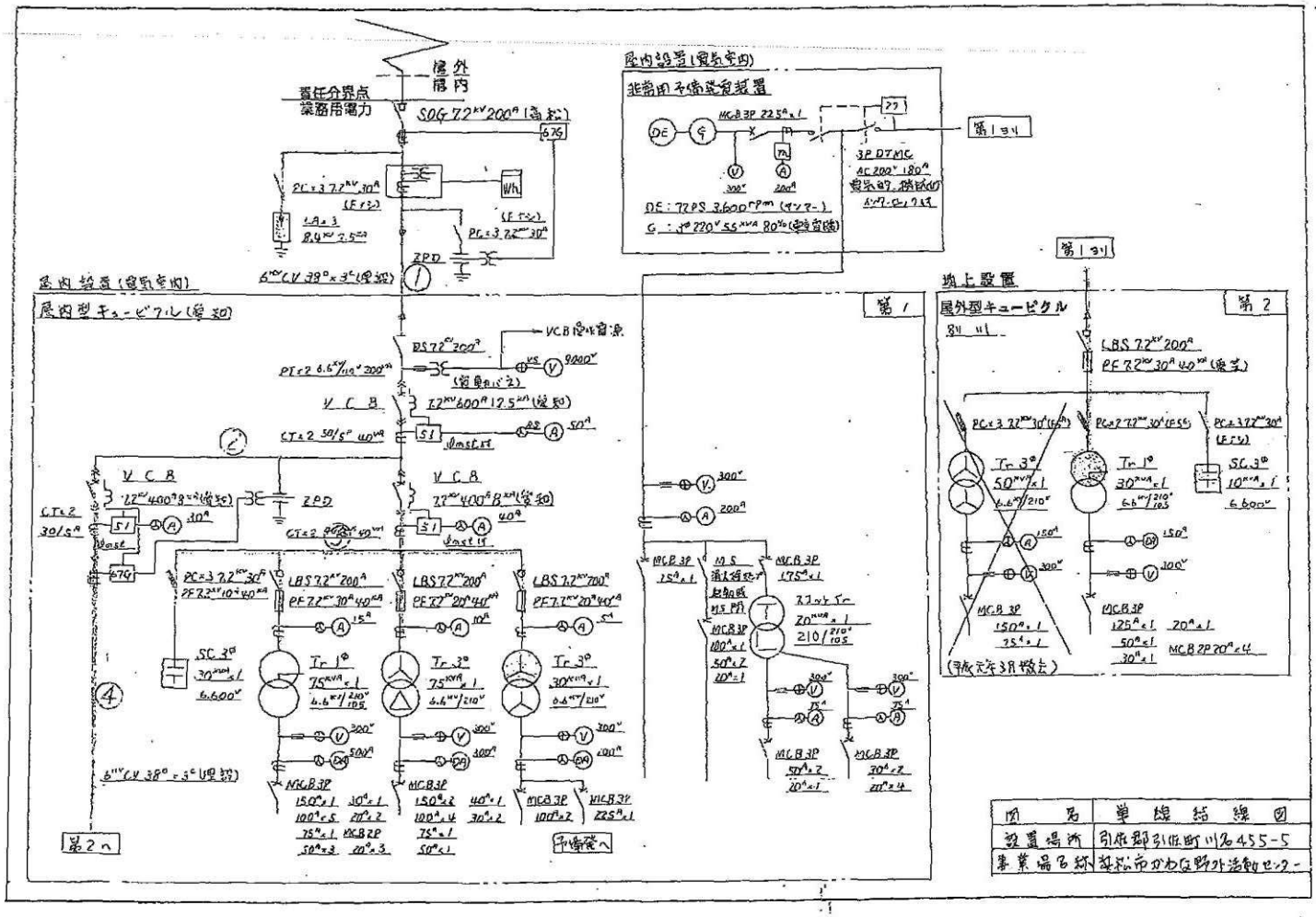
別　表

自家用電気工作物設備・点検概要

点検対象		点検・試験項目	月次点検	年次点検	特別点検
受電設備	引込線・電線及び支持物・ 母線、計器用変成器、断路器 避雷器、電力用コンデンサー	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		絶縁抵抗試験		年１回	
	遮断器 開閉器	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		絶縁抵抗試験		年１回	
		継電器との結合動作試験		年１回	
		内部点検		年１回	
	変圧器 （定格容量：２１０ＫＶＡ）	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		漏洩電流試験	月１回		
		絶縁油試験（耐圧・酸価）		随　時	
		内部点検		随　時	
	配電盤及び制御回路	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		絶縁抵抗試験		年１回	
		継電器との結合動作試験		年１回	
		計器校正、シーケンス試験		年１回	
	接地装置	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		接地抵抗試験		年１回	
負荷設備	電動機・電熱器・その他電気機器 照明装置・配線及び配線器具 接地装置	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		絶縁抵抗試験		年１回	
		接地抵抗試験		年１回	
非常用発電装置	原動機関係	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		起動試験	月１回		
		保護装置動作試験		年１回	
	発電機関係 （定格容量：５５ＫＶＡ）	外観点検	月１回		必要な都度実施
		観察点検	月１回	年１回	
		絶縁抵抗試験		年１回	
		接地抵抗試験		年１回	

※年次点検項目中の随時とは、変圧器の負荷状況を勘案して点検を行うものとする。

※柱上高圧開閉器の点検整備は、協議により別途契約にて行うものとする。


屋外
屋内
責任分界点
業務用電力
SOG 7.2kV 200A (負荷)
PC×3 7.2kV 30A
(F付)
LA×3
8.4kV 2.5kA
(F付)
PC×3 7.2kV 30A
ZPD
6kV CV 38sq×3C (埋設)
屋内設置 (電気室内)
屋内型キュービクル (第1)
VCB 操作電源
PT×2 6.6kV/110V 200VA
(負荷ヒューズ)
VCB 7.2kV 600A 12.5kA (遮断)
CT×2 30/5A 40VA
51
Mast 15
VCB 7.2kV 400A 8kA (第1)
VCB 7.2kV 400A 8kA (第2)
ZPD
CT×2 30/5A
51
Mast 15
67G
PC×3 7.2kV 30A
PF 7.2kV 10A 40kA
LBS 7.2kV 200A
PF 7.2kV 30A 40kA
LBS 7.2kV 200A
PF 7.2kV 20A 40kA
LBS 7.2kV 200A
PF 7.2kV 20A 40kA
SC 3φ
30kvar×1
6.6kV
Tr 1φ
75kVA×1
6.6kV/210V
105V
Tr 2φ
75kVA×1
6.6kV/210V
Tr 3φ
30kVA×1
6.6kV/210V
6kV CV 38sq×3C (埋設)
MCCB 3P
150A×1 30A×1
100A×5 20A×2
75A×1 MCB 2P
50A×3 20A×3
MCCB 3P
150A×2 40A×1
100A×4 30A×2
75A×1
50A×1
MCCB 3P
100A×2
MCCB 3P
225A×1
第2へ
予備室へ
屋内設置 (電気室内)
非常用予備発電装置
MCCB 3P 225A×1
DE
G
77
第1Tr
3P D7MC
AC 200V 180A
DE: 7PS 3,600rpm (ヤンマー)
G: 3φ 220V 55kVA 80% (東芝)
第1Tr
MCCB 3P
75A×1
M.S
過負荷警報
MS 附
MCCB 3P
175A×1
MCCB 3P
100A×1
50A×2
30A×1
77kV Tr
20kVA×1
210/210V
105
MCCB 3P
50A×2
20A×1
MCCB 3P
30A×2
20A×4
地上設置
屋外型キュービクル
第2
第1Tr
LBS 7.2kV 200A
PF 7.2kV 30A 40kA (負荷)
PC×3 7.2kV 30A (F付)
PC×3 7.2kV 30A (F付)
PC×3 7.2kV 30A (F付)
Tr 3φ
50kVA×1
6.6kV/210V
Tr 1φ
30kVA×1
6.6kV/210V
105
SC 3φ
10kVA×1
6.6kV
MCCB 3P
150A×1
75A×1
(予備スペース用機器)
MCCB 3P
125A×1 20A×1
50A×1
30A×1 MCB 2P 20A×4
図名 単線結線図
設置場所 引佐郡引佐町川名455-5
事業場名称 浜松市かわな野外活動センター

⑬ 非常用自家発電設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して、利用者が常に安心してセンターを利用できるよう関係法令等に基づく機能維持を保つことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された非常用自家発電機設備（ディーゼル発電機　１台）とする。

3　業務内容

対象設備に対して、関係法令等に基づく機能維持を保つため、次の業務を行う。

(1) 定期保守点検項目については、別表「非常用自家発電設備・点検概要」により行うものとする。

(2) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度、随時保守点検を行なう。

(3) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(4) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 設備機器における部品の故障により、修理取替の必要が生じた場合は、軽微なものは、指定管理者の負担において費用負担する。他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

＜非常用自家発電設備・点検概要＞

機　器　名	点検・調整項目	
ディーゼル発電機　　１台	精密点検（外観、機能、実負荷試験）　　年１回	
５５ＫＶＡ	全般点検	漏油、漏水、汚損、変形、ゆるみ、老朽化、 振動、温度、音
（シリンダー数　４）	潤滑油系統	油量、性状、コシ器、ﾌｨﾙﾀｰ、ﾌﾟﾗｲﾐﾝｸﾞﾎﾟﾝﾌﾟ
	冷却水系統	水量、水質、冷却ﾎﾟﾝﾌﾟ、ﾗｼﾞｴｰﾀｰ、ﾋｰﾀｰ、 ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ、ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ、減圧弁、自動温調弁
低圧・簡易・ラジェータ式	燃料系統	油量、水分混入、コシ器、ﾌｨﾙﾀｰ、噴射ﾎﾟﾝﾌﾟ、 噴射弁
	計器類	指示誤差、不良箇所点検
	調整箇所	弁腕隙間、燃料噴射圧力、燃料噴射時期、 潤滑油圧力
	保護回路	潤滑油圧力低下、冷却水温度上昇
	その他	

⑭ 構内電話設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備が常に正常に稼働するための保守点検業務を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された構内電話設備とする。

3　業務内容

対象設備に対して機能維持を保つため、次の業務を行う。

対象物件　　構内電話設備　　IP-OFFICE　MX（OKI 製）
点検箇所　（主装置）制御部、信号装置、局線トランク、内線トランク、保留音、
電源装置、バッテリーの動作確認
（電話機）内線相互、保留、各ランプ、ダイヤル部の動作確認

(1) 上記の点検箇所について外観・機能点検等を行なう。
(2) 定期保守点検回数は、年２回とし、概ね６ヶ月の間隔をもって行なう。
(3) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度、随時保守点検を行なう。
(4) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告しその処置について協議する。
(5) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。
(2) 業務遂行中に生じた業務にかかわりのある事故の責任は、すべて指定管理者に帰し、これに要する費用は一切指定管理者の負担とする。

＜構内電話設備概要＞

設備名	機器名	数量
自動交換設備	自動交換設備	１基
その他の設備	内線電話機	３１台
	電源装置	１個

＜項 目 分 類 表＞

	項　　目	試験･点検･確認内容
自動交換設備	加 入 者 回 路	発着信接続　　/DT音
	局 線 ト ラ ン ク	発着信接続　　/局DT音、DT音断、応答
	自 局 内	内線相互接続　　/通話、RBT音
	ダイヤル･トーン	ダイヤル受信、再生、DT、BT、CDT、SDT音
	専用線 ト ラ ン ク	発着信接続
	呼 出 信 号	呼出信号　　/一次、呼出信号
	雑 ト ラ ン ク	HW、FCG　　/HW音
	中　継　台	局線発信、内線接続、その他機能、ランプ、ブレスト
	夜 間 転 送 台	局線発信、内線接続、その他機能、ランプ
	信　号　音	各種信号音、呼出音、断続信号確認
	保　留　音	保留音確認
	時 計 装 置	時刻確認、較正
	警 報 装 置	各種警報表示　　/ランプ、ベル
	非常切替装置	切替機能
	夜間本電話切替	切替機能
	Ｐ Ｂ ト ラ ン ク	PB信号受信、再生
その他の設備	Ｍ　Ｄ　Ｆ	整線と半田付け　　/ルーズ、芯線ムキ出し
	端 子 ボ ッ ク ス	端子表チェック、配線状況/ルーズ、芯線ムキ出し
	屋 内 配 線	配線、ワイプロ、ローゼット、端末整理、ダクト内部
	内 線 電 話 機	外観、機能　　/破損、ダイヤル、通話
	電 源 装 置	電圧、電流、AC切断、警報/浮動、均等充電
	バッテリー電圧	充電時　　V　　/駆動時　　V
	局線直通電話機	台数チェックのみ
	機器点検清掃	ボード

⑮ 空気調和関連機器設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備に対して利用者が常に安心してセンターを利用できるよう労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則の規定に基づき保守・点検を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された空気調和関連機器設備とする。

3　業務内容

対象設備に対して労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則の規定に基づく性能維持が可能となるよう、次の業務を行なう。

(1) 上記法令及び規則に基づく、対象機器は熱交換器、貯湯タンク等とする。

(2) 前記定期保守点検は次による。

暖房運転前点検　１回

冷房運転前点検　１回

(3) 定期保守点検方法は、別表の設備概要書の設備機器について、労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則の定めとする方法とする。

(4) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(5) 随時検査または労働基準監督署の立入検査の立会うこと。

(6) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては市に速やかに報告し、その処置について協議する。

(7) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 第一種圧力容器の点検業務を行なう際の主任技術者は、必ず第一種圧力容器取扱作業主任者とする。

＜空気調和関連設備概要＞

設備名	機　器　名	数　量	単　位
空気調和関連機器設備	パッケージ型空気調和機（冷房専用）　法定冷房能力３トン未満	5	台
	パッケージ型空気調和機　法定冷房能力３トン未満	7	台
	鋼製ボイラー　真空式　５㎡超１０㎡以下	2	台
	給水ポンプ（給湯循環）	2	台
	ファンコイルユニット床置型	8	台
	給水ポンプ（オイルポンプ）	2	台
	床暖房設備（管理棟）	3	台
	〃　（宿泊棟）	10	台

⑯ その１　ばい煙測定検査業務

１　業務目的

対象設備に対して大気汚染防止法及び施行規則に基づく検査を行うことを目的とする。

２　業務対象設備

センターに設置されているばい煙発生施設とする。

３　業務内容

対象設備に対して大気汚染防止法及び施行規則に基づき次の業務を行う。

(1) 測定対象施設名及び施設内容等は下記のとおり。

測定対象施設名：センター本館棟内に設置されている水管ボイラー　２基

燃 料 種 類　：Ａ重油

伝 熱 面 積　：７．２㎡

バーナー能力　：５０．７ℓ／h

設置年月日　：①Ｈ２２．８　②Ｈ２８．２

(2) 測定項目は、大気汚染防止法施行規則第１５条に基づく下記の項目とする。

ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、硫黄酸化物量

(3) 測定方法は下記のとおりする。

ばいじん濃度　：JIS Z 8808

窒素酸化物濃度：JIS K 0104

硫黄酸化物量　：JIS K 0103. JIS Z 8808

(4) 測定回数は年２回とする。

４　業務報告書に、次のものを添付する。

(1)　測定終了後、直ちに測定結果として計量証明書(静岡県計量協会承認様式)を１部提出するものとする。

(2)　原則として測定中の写真を添付する。(他の点検等の場合は、その時の指示による。)

５　その他の事項

(1) 業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

⑯ その２ 煙突石綿気中濃度測定調査業務

１　業務目的

対象設備に対して石綿気中粉じん濃度調査を行うことを目的とする。

２　業務対象設備

センター本館の煙突設備

３　業務内容

(1) 測定場所

煙突室内　１点、煙突外部　１点、敷地内　２点　の　合計４点

(2) 業務内容

測定場所にて収集した４検体について、以下の調査を行う。

・「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」平成元年環境庁公示第９３号

・「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法：日本石綿協会」

４　提出書類

(1) 業環境測定機関登録証の写し並びに建築物石綿含有建材調査者又はアスベスト診断士を証する書類の写し　各１部

(2) 測定結果報告書　１部

・測定場所位置図、測定時写真を添付すること

５　調査時の注意事項

(1) 調査の実施にあたり業務に支障のないよう配慮するとともに、備品、器具等に損傷を与えないよう留意すること。

(2) 調査方法の選択については安全性について十分に確認したうえで行い、危険が感じられた場合は速やかに他の安全な方法に切り替えること。

(3) 資料等の貸与及び供与

本業務に必要な図書・資料及びデータ等については、支障のない範囲において提供または貸与するものとする。

(4) 調査結果の説明

履行業務について説明を求めた場合には、業務完了後であっても速やかに対応すること。

(5) 業務に必要となる費用は、指定管理者の負担とする。

⑰ 天体望遠鏡設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備の保守点検を行い、故障等の発生防止並びに性能の維持を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センター天体観測棟に設置された４０ｃｍ天体望遠鏡設備とする。

3　業務内容

対象設備に対して天体観測時の性能維持が可能となるよう、次の業務を行なう。

(1) 保守点検項目は別表「天体望遠鏡設備・点検概要」のとおりとする。

定期点検保守は年間１回

(2) 故障・誤作動・事故等があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(3) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(4) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

別表

天体望遠鏡設備・点検概要

機　　器　　名	点検・調整項目		
４０ｃｍ天体望遠鏡 本体及び架台一式	望遠鏡本体	鏡筒部	光学系点検調整
		架台部	各取付部点検確認 稼動部点検調整 クランプ部点検調整 制御部点検 付属品点検確認
	本体及び制御システムの各部清掃		
	設置状態，極軸の確認調整		
	定期保守点検　年間１回		

⑱ 簡易無線設備保守・点検業務

1　業務目的

対象設備を常に円滑に運用し、維持できるよう電波法の定めに基づき保守点検を行うことを目的とする。

2　業務対象設備

センターに設置された簡易無線基地局及び移動局、デジタル簡易無線局設備とする。

3　業務内容

対象設備に対して電波法の定めに基づき性能維持が可能となるよう、次の業務を行なう。

(1) 保守点検項目は別表「簡易無線設備・点検概要」のとおりとする。
定期点検保守は年間１回

(2) 故障・誤作動・事故があった場合は、その都度随時保守点検を行なう。

(3) 点検業務の結果、発見された不良箇所について軽微なものは、指定管理者の負担において点検中に補修し、他のものについては速やかに市に報告し、その処置について協議する。

(4) 業務に必要となる消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

(5) 無線局免許申請（5 年毎の再免許）に係る管理を行うこと。申請費用は指定管理者の負担とする。

4　業務報告書に、定期保守業務中の写真（他の保守点検の場合は、その時の指示による。）を添付すること。

5　その他の事項

(1) 定期保守点検業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

別表

簡易無線設備・点検概要

機　　器　　名		点検・調整項目 （出力測定、機能確認、調整ほか）	点検回数
共通事項		外観点検確認・清掃	年１回
基地局	基地局無線機 １局	送信出力／反射　w 周波数偏差　Ｈｚ 最大変調　ＫＨｚ トーン変調　ＫＨｚ 受信感度　ｄＢ	年１回
	電源装置	電圧　Ｖ	
	外部空中線	取付状態	
移動局	28局	送信出力／反射　w 周波数偏差　Ｈｚ 最大変調　ＫＨｚ トーン変調　ＫＨｚ 受信感度　ｄＢ 電圧　Ｖ バッテリー	年１回

デジタル簡易無線局	14 局	送信出力／反射　w 周波数偏差　Hz 受信感度 電圧　Ｖ バッテリー	年１回

⑲ 害虫等駆除消毒業務

1　業務目的

センター建物内の防鼠及び防虫の駆除を行い、衛生的環境を良好に維持することを目的とする。

2　業務対象施設

センター本館棟（厨房含む)、別館棟、宿泊棟（５棟）とする。

3　業務内容

別表「害虫等駆除消毒業務概要」のとおりとする。

(1) 施工内容　　防鼠及び防虫の駆除

(2) 業務に必要となる薬品・消耗品及び材料・機器は、指定管理者の負担とする。

4　業務中の写真添付

業務報告書に、業務中の写真を添付すること。

5　その他の事項

(1) 業務は、原則として施設の開場時間内に行うものとする。

(2) 浜松市の施設等における薬剤の適正使用に係る基本指針及び薬剤の適正使用マニュアルに基づき薬剤を使用すること。

害虫等駆除消毒業務概要

施工場所	検査対象	処理方法	使用薬剤	処理回数
別　館 615㎡	ねずみ	毒餌処理	クマリン系殺鼠剤	１２回／年
本　館 2480㎡	害　虫	散布処理	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝDDVP混合乳剤	２回／年
別　館 654㎡		散布処理	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝDDVP混合乳剤	２回／年
宿泊棟　５棟 2216㎡		散布処理	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝDDVP混合乳剤	２回／年

施工場所	検査対象	薬剤種別	使用薬剤	処理回数
食堂内厨房 567㎡	ねずみ	食毒剤	原末強力チューモア	１０回／年
			チューモアブロック	
	害虫	マイクロカプセル剤	ダイアジノンＭＣ縣濁剤	２回／年
			マルカゴキブリ用ミスチオンMC	
		ペイト剤	マックスフォースペイトジェルK	
			キルベートＴ	
		乳剤	スミチオン10ＦＬ乳剤	
			低臭性シントーＳＶ乳剤K	
			シントーザーテルレア乳剤	
			マルカバダン乳剤	
		油剤	バイゴン油剤	
			シントーサフロチンレア油剤	
		水性剤	レスポンサー	

使用薬剤は本表に記載の薬品又は同等品とすること。

⑳ 枯れ松等伐採・処理業務

1　業務目的

センター敷地内の枯れ松等を伐採・処理することにより、松くい虫の被害拡大及び倒木を防ぐことを目的とする。

2　業務対象

センター敷地内等とする。

3　業務内容

(1) センター敷地内の以下の枯れ松を伐採する。

建物やテント設備を損壊する危険のある枯れ松

場内道路やハイキングコース等に倒れる危険のある枯れ松等

(2) 伐採した枯れ松を、被害が拡大しないよう焼却等適切な処理をすること。

4　業務中の写真添付

業務報告書に、業務中の写真を添付すること。

5　その他

枯れ松等の伐採にあたっては事前に地権者の了承を得ることとする。

㉑ 建築物・建築設備定期点検業務

1　目的

建築基準法第１２条に基づき、公共建築物の特殊建築物について、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検することをはじめ、建築後の建築物の改変による基準適合状況や既存不適格事項について調査することを目的とする。

2　点検施設

センター本館ほか（浜松市浜名区引佐町川名４５５番地の５）

3　調査業務内容

(1) 調査内容

建築基準法第１２条に基づき、調査内容については、市ＨＰに掲載している「定期調査報告書」により行なうこと。外壁仕上げ材等の点検については、目視及び手の届く範囲の部分打診を行うこと。

① 殊建築物点検

３年毎に行う本館、別館及び宿泊棟等の損傷、腐食及びその他の劣化状況の点検。（直近では令和５年度実施）

② 建築設備点検

毎年行う別館及び宿泊棟等の損傷、腐食及びその他の劣化状況の点検。

③ 防火設備点検

毎年行う防火設備の点検。

(2) 調査方法

点検内容については、下記の図書を参考にすること。

① 特殊建築物等定期点検業務基準（最新版）

一般財団法人　日本建築防災協会　発行

② 建築設備定期検査業務基準書（最新版）

一般財団法人　日本建築設備・昇降機センター　発行

(3) 点検実施写真の撮影

１施設に５枚程度で、施設名称がわかる玄関や門前と現場点検及びヒアリング状況などをまとめること。指摘事項がある場合は、その箇所についても写真撮影をすること。

4　提出書類

(1) 定期点検報告書

指定された様式によりＡ４版１部及び電子データで提出すること。

(2) 建築基準法第１２条点検結果表特記事項抽出票

点検の結果、点検結果表の特記事項に記載された事項を、建築、建築設備ごとに、指定された様式によりＡ４版１部及び電子データで提出すること。

5　調査時の注意事項

(1) 調査の実施にあたり業務に支障のないよう配慮するとともに、備品、器具等に損傷を与えないよう留意すること。

(2) 調査方法の選択については安全性について十分に確認したうえで行い、危険が感じられた場合は速やかに他の安全な方法に切り替えること。

(3) 盗難及び火災の発生に注意し、作業が終了した時は戸締まり及び火気処理を確認すること。

6　その他

本業務に必要な図書・資料及びデータ等については、支障のない範囲において提供または貸与するものとする。

浜松市かわな野外活動センター

場内施設配置図

